

保険医療機関における掲示

＜当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です＞

- ◇ 生活保護法
- ◇ 被爆者一般疾病医療機関
- ◇ 労災保険指定医療機関

＜基本診療料の施設基準などに係る届出＞

機能強化加算

- ◇ 他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います
- ◇ 健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談に応じます
- ◇ 必要に応じ、専門の医師・医療機関に紹介します
- ◇ 介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます
- ◇ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています

医療情報取得加算

診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています

2024 年 12 月 1 日より、診療報酬算定要件に従い、下記の通り医療情報取得加算を算定します

初診時	1 点
再診時(3 ヶ月に 1 回)	1 点

明細書発行体制加算

診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています

明細書の発行を希望されない方は、受付にその旨をお申し出下さい

時間外対応加算

当院では、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算」を算定します

「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定しております

夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降 は「夜間・早朝等加算」(50 点)を算定します

医療 DX 推進体制整備加算

2025 年 4 月の診療報酬改正に伴い、初診時に「医療 DX 推進体制整備加算」を月 1 回算定します

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています

- ① オンライン請求を行っています
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ③ 電子資格確認をして取得した診療情報を診察室で閲覧または、活用できる体制を有しています
- ④ 電子処方箋の発行を行っています
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在整備中です
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声かけ・ポスターの掲示を行っています
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所およびホームページ等に掲示しています

生活習慣病管理料

2024 年 6 月の診療報酬改定により、生活習慣病にかかる診療報酬が変更になりました

高血圧・脂質異常症・糖尿病を主病として通院されていた方は、6 月以降「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料」に算定が切り替わります

【療養計画書】を作成し、より実効性のある疾患管理を行って参ります

初回時及び 4 ヶ月に 1 回署名を頂く必要がございますので、ご理解・ご協力を宜しくお願い致します

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給にむけた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方をおこなう場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が提供しやすくなります。

【一般名処方とは】

医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方を行うことを言います。

これにより有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

入院基本料 3

9：00～18：00 看護配置要員状況 3 名

肛門科の日帰り入院手術を行っています